

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

告 示

ページ

不動産又は不動産に関する権利等を保有する地縁による団体の認可（
3 件）【市民文化スポーツ局市民部地域振興課】

6 0 2

北九州市告示第66号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する地縁による団体を次のとおり認可した。

平成24年3月27日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

藤松校区自治連合会

2 規約に定める目的

藤松校区町内会の連絡調整を主軸とし、併せて地域各種団体との融和を図り、明るいまちづくりに努める。

3 区域

北九州市門司区青葉台、上藤松一丁目から上藤松三丁目まで、光町一丁目1番から4番まで、5番1号から33号まで及び6番から12番まで、光町二丁目、藤松一丁目から藤松三丁目まで並びに緑ヶ丘

4 主たる事務所

北九州市門司区藤松一丁目24番12号

5 代表者の氏名

宮原 深海

6 代表者の住所

北九州市門司区上藤松一丁目19番16号

7 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

代表者の職務執行の停止の有無 なし

職務代行者の選任の有無 なし

8 代理人の有無 なし

9 規約に定める解散事由

地方自治法第260条の20の規定による。

10 認可年月日

平成24年3月27日

北九州市告示第67号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する地縁による団体を次のとおり認可した。

平成24年3月27日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

御開自治区会

2 規約に定める目的

地域的な共同活動を行うことにより、会員相互の親睦をはかり、安全・安心なまちづくりに努めるとともに、地域会員の文化並びに福祉の向上に寄与すること。

3 区域

北九州市八幡西区御開一丁目から御開五丁目まで、本城学研台一丁目から本城学研台三丁目まで、大字本城1488番から3454番まで、本城三丁目21番48号から55号まで及び25番36号から40号まで並びに本城四丁目6番17号から23号まで

4 主たる事務所

北九州市八幡西区御開五丁目1番21号

5 代表者の氏名

芹田 章二

6 代表者の住所

北九州市八幡西区大字本城2664番地2

7 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

代表者の職務執行の停止の有無 なし

職務代行者の選任の有無 なし

8 代理人の有無 なし

9 規約に定める解散事由

地方自治法第260条の20の規定による。

10 認可年月日

平成24年3月27日

北九州市告示第68号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する地縁による団体を次のとおり認可した。

平成24年3月27日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

猿喰区会

2 規約に定める目的

猿喰区民がお互いに差別を排し、信頼と友情を深め、住みよい環境を作り、地域社会の発展と地方自治の確立に寄与し、会員の社会的地位の向上を図ること。

3 区域

北九州市門司区大字猿喰全域

4 主たる事務所

北九州市門司区大字猿喰441番地

5 代表者の氏名

奥村 直樹

6 代表者の住所

北九州市門司区大字猿喰572番地7

7 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

代表者の職務執行の停止の有無 なし

職務代行者の選任の有無 なし

8 代理人の有無 なし

9 規約に定める解散事由

地方自治法第260条の20の規定による。

10 認可年月日

平成24年3月27日